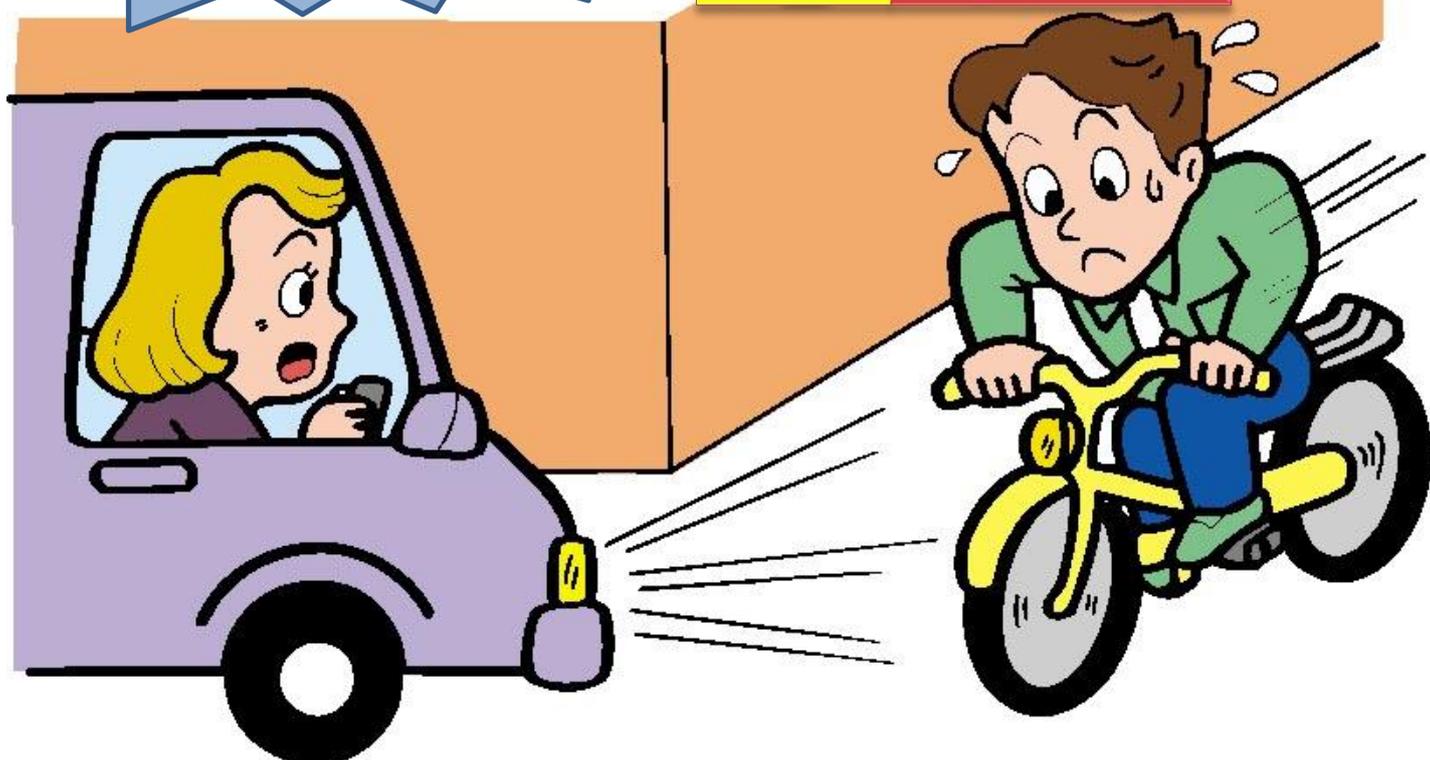


# 自転車の交通ルールを

自転車事故の原因は、自転車利用者のルール違反が大半を占めています。

# 守ろう!!



過去の自転車事故に、こんな事例があるのを知っていますか？

## ①自転車との事故（損害賠償 9,266 万円）

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断したところ、対向車線を自転車から直進してきた男性会社員（24歳）と衝突、男性会社員に重大な障害（言語機能の消失）が残った。

## ②歩行者との事故（損害賠償 6,779 万円）

男性が夕方、ペットボトルを片手に持ったまま下り坂で速度を落とさずに交差点へ進入したところ、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突、女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

## ③歩行者との事故（損害賠償 5,000 万円）

女子高生が、夜間携帯電話を操作しながら、かつ無灯火で走行していたところ、前方を歩行中の看護師の女性（57歳）と衝突、女性は重大な障害（手足がしびれ歩行が困難）が残った。

※自転車保険への加入をお勧めします。

平成27年6月1日に、道路交通法が一部改正されたことに伴い、自転車の悪質違反者に対する講習制度が新設されました。これを機会に交通ルールをもう一度確認してみませんか？

# 交通ルールを再確認

よくあるルール違反ですが、自転車運転者講習の対象となります。

## ①信号無視

自転車は、車道を走行するときは車両用信号に従い、歩行者・自転車用信号がある場合にはその信号に従わなければなりません。

罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金

## ②通行区分違反

自転車は、原則車道の左端を通行しなければなりません。（右側通行は逆走）また、自転車の通行が認められていない歩道は通行してはなりません。（13歳未満または70歳以上の方は除きます）

罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金



## ③一時不停止違反

「止まれ」の標識のある交差点では、必ず交差点手前で一時停止し、安全確認をしてから通行しなければなりません。

罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金

## ④無灯火違反

夜間自転車を利用する際は、必ずライトを使用しましょう。ライトは道路を照らすだけでなく、他の通行者に知らせる役目もあります。

罰則：5万円以下の罰金



## ⑤歩道での歩行者妨害

自転車の通行が認められている歩道を自転車で走行するときは、歩行者の通行を妨げてはいけません。

歩行者がいるときには徐行や一時停止、場合によっては自転車から降りて通行しましょう。

罰則：2万円以下の罰金または科料

## ⑥二人乗り違反

自転車は、基本的に一人乗りです。定員外乗車は、ふらつき運転になる等、安全な運転が困難なため、絶対にしてはいけません。

罰則：2万円以下の罰金または科料



## ⑦飲酒運転

お酒を飲んで、自転車を運転してはいけません。飲酒することにより注意力、判断力等が鈍り安全な運転ができなくなります。

罰則：5年以下の懲役または100万円以下の罰金



## ⑧安全運転義務違反

自転車の運転において、携帯電話を使用したり、傘をさしたり、イヤホンを使用しながらでは、適切な運転操作や安全確認が困難となります。

この結果事故を招いた場合、安全運転義務違反が適用されることがあります。

罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金

※上記以外にも自転車運転者講習の対象となるものもあります。

那智勝浦町の道路交通の安全を担う

# 那智勝浦町交通指導員協議会

交通指導員募集中!!